

令和7管理年度以降のくろまぐろの 漁獲可能量の配分の考え方

これまでの経緯と今後の予定

- ・7月10日～16日 WCPFC北小委員会
(小型魚10%、大型魚50%の増枠等勧告)
- ・8月 くろまぐろに関するブロック説明会
〈8/9札幌、8/21東京、8/23福岡、8/27新潟、8/29仙台〉
(北小委員会の結果説明、今後の配分に関する意見を聴取)
- ・9月24日 水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会①
(ブロック説明会で出た主な意見の報告、配分における考慮事項の検討等)
- ・10月22日 同くろまぐろ部会②
(「配分の考え方」審議)
- ・11月26日 同くろまぐろ部会③
(「配分の考え方」審議)
- ・11月28日～12月3日 WCPFC年次会合
(WCPFC北小委員会の勧告の採択(増枠決定))
- ・12月9日 TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会
(「配分の考え方」を踏まえ算定した令和7管理年度の配分案を説明。)
- ・12月11日 水産政策審議会第134回資源管理分科会
「配分の考え方」及び配分案を審議・決定予定

令和7管理年度以降の「配分の考え方」(前文)

- 経営の依存度を反映するものとして、まず過去のクロマグロの漁獲実績を基本とする。
- 小型魚10%増枠及び大型魚50%増枠がWCPFC北小委員会において合意されたことを受け、「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」の7.(3)の「増枠時の対応」の考え方に立ち、過去の漁獲実績及び各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合いを考慮しつつ、放流等の混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮する。

令和7管理年度以降の「配分の考え方」(大臣管理区分及び都道府県(全体)への配分)

分布域や海洋環境の変化等の影響をある程度は反映していること、漁獲枠の有効利用の観点からも望ましいこと及び他のTAC資源で基本的に用いられていることから、基礎比率(令和3～5の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値)を用いて配分することを基本とし、小型魚・大型魚それぞれで以下のとおりとする。

1 小型魚

基礎比率を用いて配分することを基本とする。ただし、当該数量が、令和6管理年度の基礎配分(過去の超過分の差引きや、同一の大臣管理区分又は都道府県の小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の当初配分に相当する数量)を下回る場合は、令和6管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

2 大型魚

- (1) 令和6年のWCPFCにおける我が国の漁獲上限相当分の数量(5,614トン)は、基礎比率を用いて配分することを基本とする。
- (2) 増枠相当分の数量(2,807トン)は、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。

令和7管理年度以降の「配分の考え方」(各都道府県への配分)

1.基本	くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方 6. (2) 各都道府県への配分 基礎比率を用いて配分することを基本とする。
2.調整	ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の過去の超過分の差引きや、都道府県内での小型魚から大型魚への漁獲枠の振替等の処理を行う前の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（以下「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあっては、令和6管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とする。 その上で、令和6管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。 さらに、国は、当該調整の後、以下の①から⑦に掲げる上乗せ又は追加配分を行う。
3.上乗せ	<u>これらの調整、上乗せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。</u> (当初に上乗せするもの) ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は令和6管理年度の都道府県別基礎配分が1トン以下となる都道府県に対して上乗せするもの（小型魚、大型魚） ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、①の上乗せ後の数量が、平成27年度（2015年度）から令和5年度（2023年度）の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乗せするもの（大型魚） ③ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、②までの上乗せ後の数量が少ない都道府県に対して上乗せするもの（小型魚、大型魚） ④ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し③までの上乗せ後の数量に上乗せするもの（小型魚、大型魚）
4.追加配分	(管理年度中に追加配分するもの) ⑤ 管理年度中の漁獲枠の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの（小型魚、大型魚） ⑥ 漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの（小型魚、大型魚） ⑦ 小型魚の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象を小型魚から大型魚へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの（大型魚）

